

平成28年 9月 9日 生活環境委員会 議事録
10時00分開会

○細川委員長 おはようございます。定刻になりましたので、生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 生活環境委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○細川委員長 ありがとうございます。

先ほど、言い忘れましたが、定足数に達しておりますので、確認しておきたいと思います。

それでは早速、日程に入ります。

日程第1、議案第48号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○坪浦建設部長 補足説明のほうを若干させていただきたいと思いますが、まことに申しわけありませんが、先般の8月30日の議会運営委員会における総務部長からの当議案のうち南栄下白石線についての説明につきまして、工事の完成時期などについて訂正がございましたので、まず、そのことについて説明させていただきたいと思います。

説明では、南栄下白石線の工事の完成時期と供用開始の時期につきまして、9月末をもって終了する見込み、10月には供用開始を見込んでいた旨の説明を行ったところでございますが、正しくは現在の動向では関連工事との工程調整によりまして、完成が約1カ月半程度、おくれる見込みとなっております。事業担当課からの連絡調整不足によりましてこのようなことになり、おわびして訂正させていただきます。

なお、詳しい延伸理由につきましては、この委員会後の協議会において説明を行うよう考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、認定諸道路の概要について、若干、補足説明をさせていただきます。

道路の概要について説明させていただきます。

まず、南栄下白石線につきましては、先ほど、説明させていただきましたとおり現在、白石地区で工事中でございますが、完成後の延長は約30メートル延伸し約1,055メートルとなります。今回、延伸される部分の道路幅員は一般質問で答弁させていただいておりますが、12メートルとなっております。内訳は車道が幅6メートルで幅0.5メートルの路側帯と幅2.5メートルの歩道がそれぞれ両側に整備され、合計12メートルとなっております。

次に、黒川18号線は、延長約49.47メートルで、道路の幅員は5メートルとなっております。また、立戸28号線は延長約69.7メートル、立戸29号線は延長約84.7メートルで、

道路の幅員は2路線とも5メートルとなっております。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 おはようございます。

まず、1点目が南栄下白石線のこの終点側が変わったんですね、これは。その変わったということで1回、全部を廃止をしてまた改めて認定するという行為なんですけども、終点地点ですから路線の認定の中で変更という手続もとれるのではないかと思うんですけども、その辺、変更でなしに廃止をしてまた認定という方法、これの経緯を1点、教えていただきたいです。

それと、黒川18号線はこの前、完成した開発地ということで、これは当然のごとく認定をする必要があるかと思うんですけど、立戸28と29ですけども、これはもう随分前に完成をしておりますけども、これは開発行為だったのかそれともいわゆる1,000平米以下の道路位置指定で道路が完成したのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいんですけども。何年に完成をして、その当時、いわゆる市のほうに移管をされたのであれば、その当時に認定をすべきだったんでしょけれども、この時期に認定をするということは、道路の所有権がいつ変わったのか、その辺あたりも、今度、立戸の2本についての経緯を教えていただきたいと思います。

以上、2点、よろしくお願ひしたいと思います。

○細川委員長 土木課長。

○山本土木課長 ただいま質問のありました終点の変更に伴う変更あるいは廃止という内容でございます。これにつきましては、当時、道路法が制定されたときに、日本じゅうからこの認定であったり廃止であったりという問い合わせが建設省にたくさんあったようでございます。建設省通達なんですけど、昭和29年に同じようにやっぱり出てまして、取り扱いについて明確に記されています。

主には、道路の性格、性格が変わるものについては廃止という手続になりますが、その中の要件として起点または終点が変わるものについては一旦、廃止し同時に新たに認定するという手続がございます。これは今回、30メートルと短い延長なんですけど、今は道路法では行きどまりの道路、このたび完成しましたら、油見中市線ですか、一旦、道路網として構築されるということで、道路の性格も変わるというところで当時の通達にも合致しるところでございます。そういう意味合いで、今回は一旦、廃止して同時に認定という手続をとることとなります。

もう一点ですが、立戸28号と29号ですが、これはいずれも1,000平米を超える民間による開発行為で生じたものです。立戸29号線なんですけど、これはことし7月28日に大竹市に所有権移転された道路でして、最近、生じた大竹市の財産ということになります。立戸28号なんですけど、これは平成4年、少し古いんですけど、開発行為で同じように生じた道路で

す。なぜ今ごろ認定するかということもございますが、大竹市内、開発行為をやる中で市道認定している路線としていない路線が探せば幾らかございます。今後、整備すべきところはございますが、この立戸については、28号、29号、今、地図にございますけど、非常に似通った場所、地区、規模というところで、そういうこともございまして、もうこの際は住民のために住民に周知する意味において、立戸28号、平成4年なんですけど、同時に市道認定をし住民に知らせるといふ行為をしたいと思っております。

今後、このような路線が幾らかあるケースもございまして、また土木課のほうで精査いたしまして、道路認定の事務整理をしていきたいと考えております。

以上です。

○細川委員長 28号線のほうの所有権の移転の時期について、お願いします。

○山本土木課長 立戸28号線なんですけど、本市に帰属されたのが平成4年6月11日となっております。

以上です。

○細川委員長 ありがとうございます。

賀屋委員。

○賀屋委員 わかりました。立戸29号のほうで、ことしの7月に所有権移転をされたということなんですけども、これ、できたのはいつで、その間、どれくらい間があいてるのかというのが、最近だったんですか。わかりました。最近、これは完成したので、完成と同時に所有権を移転されたということですね。

また、今、課長さんより答弁がありましたように他の地区にもこういう形で道路の形態はしてあって、まだ所有権あるいはその所属が民地になったままということで、実際には行動として市道の要件を備えているところもあろうかと思うんですけども、それをよく調査をしていただいて、また次の機会に一遍に認定行為をしていただければいいんじゃないかというふうに思います。

以上で終わります。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 おはようございます。同じことなんですけども、今の賀屋委員の質問で大分、わかりました。

この道路の認定って、意味はわかるんですけども、いまいち十分にわからんところがありまして、今回の議案じゃなくてこの後の議案なんですけども、水道会計がありますね、上下水道会計。道路の中には土地の所有権もあれば水道管も下水管も入っておるわけですね。ああいうものの移管とか、それとか道路部分の土地の所有権の問題と認定という問題は関係がないのかなという気もするんですけども、ちょっと教えてもらえますか。

それこそ、道路位置指定というのがあってみたり、それから道路の幅とか構造とかさまざまあって余り粗末なつくりの道を市はくだらないというふうにも聞きますし、何か基準があるのかもしれませんが、いわゆる建築基準法という私道のものそれから市の正式な市の道で認定してるものも、もちろんありますけども、これらがこの分なんか中間どこで

すよね。

今の平成4年のやつを、今回のことがあったから、近所でもあるし、認定が漏れていたという考え方でいいのかなと思いますけども、この際、一緒に認定しようというのはそれで理解できるんですが、これ両方とも、今回のやつは新しいですからいいとして、もう一個の古いやつは上下水道とか土地の所有権は平成4年か5年かそのころに移管を受けてるということですか。それとも、私道というか所有権がないまま認定というのがあり得るのかどうかということですね。

要は、もう一個、あれがあるじゃないですか、固定資産税がありますよね。固定資産税の場合、この行きどまりの土地は課税されますよね。どっちかという公道と公道をつなぐような私道は非課税です。だけど、どん詰まりの場合は一般の人間を使わないということで減免はあると思いますけども、確か課税だったような気がするんですが、その税金とか認定とかいろいろなことを絡めてちょっとわかりやすく説明していただきたいんですが。

○細川委員長 課長。

○山本土木課長 まず、税金と認定を絡めてというのがちょっと一度に説明できないんですが。

まず、所有権と認定についてでございます。所有権といたら、これは普通、登記法上で所有権を移転されるというものでございます。この認定は、あくまでも道路法への認定で、起点終点を決めて、それから区域を決めて道路買収なりをして道路をつくっていくというところでございます。

例えばの例で言いますと、今の立戸29号線、今、議題に上げさせていただきましたが、これにつきましては民間開発行為でできた道路、民間開発をやる際に、都市計画法上の中で、事業者と大竹市ができたものを引き継ぎましょう、引き継ぎませんよという協定を結びます。民間事業者と。その道路構造なり合致してるものであれば、でき上がった際に、大竹市は約束どおり引き継ぐというふうになります。

このできた後に、また所有権移転、これは登記法上の問題になりますので、底地については、その1カ月ないし2カ月後になることもありますけど、所有権が民間事業者から大竹市へ移るといった流れが一般的でございます。

あと、地下埋の工作物があります。これは個人の雨水管であつたり水道管がございすけど、これについては民間事業者さんのほうが渡す渡さんという大竹市に引き継ぐ、引き継がないというケースがこれはケース・バイ・ケースなんです。登記法のように所有権移転というのがございせんので、あくまでも将来管理者との契約、覚書という中で処理していくこととなります。という言い方をして、例えば、雨水管でありましたら、通常、道路に附属するものなので、道路と同時に土地に固着しとるもので同時に大竹市のほうに完成時期に引き継ぐというようなこととなります。ただ、その雨水管が、例えば、径が小さくてもこれだけはどうにも排水能力がないということであれば、雨水管の一部分をとらないというケースが発生する可能性もあります。

所有権と認定はそういった関係にあるかと思えます。

以上でございます。

○細川委員長 市民生活部長。

○青森市民生活部長 税の道路の扱いでございますが、一般的にはミニ開発等で袋小路になった部分というのが一般的な話だろうと思います。

ちょっと今、確認中なんですけど、私の記憶では家が4件あるところの道路の形状のものについては非課税という扱いにしております。もし違ってる場合、改めて返事させていただきます。よろしくお願いします。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。

今回、たまたまかどうかわかりません。この水道会計があるじゃないですか。これ多分、公営企業会計が変わったんですよね。それこそいろいろな経費の計上の仕方とか変わったと思いますけど、今回、受贈財産の取得状況というのがたまたま水道会計にありまして、ここにエポックワンとナビホームと大竹市とありますけども、要するにこれでしょう。さっきの地下埋って言われましたけど、地下に埋まっているものを水道局にさしあげる、で、これだけもらいましたよって、ここに金額が480万円で、計上してあるわけですけども。これと同じように、だから道路も、道路の底地っていう言い方でいいのかな、その土地も大竹市に寄贈されてるものが当然、あるわけですよ。

ただ、残念ながら普通の会計を決算とかを見た段階ではそれはわかりませんよね。特別、聞かない限り。水道会計の場合は、複式簿記ですから、この数字がどこかに含まれてるということでもいいんだらうと思いますけども、だからなかなかいろいろな法律がたくさんあって難しいよねっていうので結構なんですけども。

で、さっきの28号線は、もともとやるべきだったかもしれないけど漏れていたと、今回、29号と一緒に認定をするということでもいいですね。

はい、ありがとうございます。

○細川委員長 うなずいてないで御答弁が必要であれば、お願いします。

課長。

○山本土木課長 そのとおりでございます。

以上です。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 細かいことで申しわけないんですが、路線番号の109、南栄下白石線、これをハローワークのところから30メートル伸ばして新規に認定するというので、従来のやつを廃止するという事だろうと思うんですが、終点の番地が変わるのは理解できるんですけども、この起点と経過地、位置、ここの番地が若干、違うんじゃないかと思いますが、これちょっと教えていただけませんか。よろしくお願いいたします。

○細川委員長 課長。

○山本土木課長 今の経過地点の地番でございます。この路線につきましては、昭和50年代に大竹市内、一度、全路線を廃止認定しまして、起点終点中間点を一度、告示しかえとる経緯があります。それからまた、今回、数十年たつわけなんですけど、新たに廃止認定す

る場合に、どうしても道路周辺で登記分筆、合筆等が出る場合がございます。その関係で中間点が少し地番が変わるといった結果になっています。路線の位置規模については、全く同じということになります。

以上でございます。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第50号平成28年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○米中健康福祉部長 特に補足説明はございませんので、よろしくお願いたします。

○細川委員長 では、本件に関する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 今回の補正予算とストレートには関係ないんですけども、介護保険という中で、きのう総務文教委員会を傍聴してまして、これも小方公民館絡みですけども、自分も一般質問をしながらまいちよくわからなかったんですけども、介護保険が軽いゾーンについて介護保険適用から外していこうという国の方針を出していると思いますけども、それは市町村の仕事とするんだと。じゃあそれをどうやってやるかっていう中で、シルバー人材センターというものを少し頭の隅っこにとか念頭に置いているこういうまちは、全国探したらないわけじゃないと思いますけども。そういう意味で福祉の受け皿がイコール、シルバー人材センターだと、私は自分で一般質問をしてそこまでわかりませんでしたし、なぜシルバーが福祉なんだという気がしてたんですけども、きのうの質疑応答を聞いてるとそんな気がしたんですけども、ちょっとこの介護保険特別会計の補正予算と若干、違うんですけども、介護保険ということでお尋ねしてみたいんですけども、そうするかどうかという詰めはまだできてないでしょうけども、かなりのことですからうまくいけばそうなら

ないかなと思っておられるんだったら、そのあたりちょっと説明していただければと思います。

○細川委員長 日域委員、今のは答弁いただかないと審査できませんか。

○日域委員 はい。

○細川委員長 介護高齢者係長。

○佐伯保険介護課主幹兼介護高齢者係長 要支援1と要支援2の方が予防給付から外れ市町村の事業に移行いたします。これについては、訪問サービスそれと通所サービス、この2種類になります。一般質問の答弁でもいろいろな種類がふえると、これまでどおり使えるサービスも残ります。住民が主体となって集いの場をつくる、こういったサービスもふえると、いろいろな種類がふえるということでその基盤整備のための2年間と、そういう猶予期間ということをごをこれまでも申し上げてきたところなんです、そのいろいろな種類の中に、これまでどおり受けられていたサービスは今、既存の訪問事業所、通所事業所にまた再度、指定をしてサービスを提供させていただくということもありますし、少し緩和したサービスというのがありまして、この緩和したサービスの提供者というのはNPO法人であり民間の企業であり住民団体であり、そういったところがその提供者として想定をされてます。まだどの団体が提供者になるのかといった具体的なところはまだ定まっておりますが、その団体の1つとしてシルバー人材センターもあり得るということで考えておりますので、そういったところで今これから、今も協議をしている段階なんです、シルバー人材センターという名前が挙がっているということでございます。

以上でございます。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。

日程第3、認第4号平成27年度大竹市水道事業会計決算の認定について、日程第4、認第5号平成27年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について及び日程第5、認第6号

平成27年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定についての3件は、関連がございますので、一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 それでは、そのように決定させていただき、本3件を一括審査といたします。説明員の交代、お願いします。

〔説明員 交代〕

○細川委員長 本3件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いします。

水道局長。

○平田上下水道局長 特に補足説明はございませんので、よろしくお願いたします。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

委員の皆様にお願がございます。3会計合わせましたので、質疑の際にはどの会計について、できたらどの資料のどのページについてというところまでわかるようでしたら御指摘した上での質疑になるようにお願いたします。

では、本件に対する質疑を求めます。

賀屋委員。

○賀屋委員 それでは、まず、決算意見書にも3会計とも黒字決算ということで大変な努力が見受けられ、実を結んでいるわけですけども、具体的にその中身についてちょっと検証しておきたいところがあります。

まず、この決算書の23ページ、これは上水です。それと60ページの工水、96ページ、これは下水です。そこに事業費に関する事項ということで主要科目別の明細があります。その中に区分として人件費、修繕費、動力費というふうにあるんですけども、それを見比べていると、まず人件費なんですけども、上水が前年より26年度よりは1,530万円余り減額になっておる、下水のほうも118万円くらいですけども、工水がほとんど変わってないんですけども、上水の1,530万円というのは人件費ということであれば職員3人分くらいが減ったのかなというふうに思えるんですけども、大変、今までも随分、人件費は思考されていく中で厳しい経営を強いられるわけですけども、実際に仕事をするのは職員でございますので、それをさらにこういう形で人件費を抑制されて仕事の負担が大きくなることに對して懸念をしておるわけでございますけども、そのあたり実際にどういうふうに負担がふえてるのか、どこへ今後どういうふうにそれをしていこうとするのか、いわゆるこのまま推移をしていくのか、まださらに抑制をしていくのか、たまたま今年度はこういうことだけで、来年度はその人員配置についても検討していくんだということになるのか、そのあたりがまずあります。

それと、修繕費でございますけども、これも上水が1,290万円ほどふえてまして、逆に工水は1,850万円余り減っております。下水は2,900万円くらいふえてます。そういう修繕費それぞれ機器があつていろいろな不都合が物によって出たり出なかったりしてちょっと予想がつかないところもあるんでしょうけども、その辺のこの3会計の額的にかなり大きいのでその辺の理由、何がふえて何が減ったというのがわかれば教えていただきたいと思

います。

それと、同じように動力費が上水、工水とも2,100万円余り去年に比べて減っております。これはその動力費というのはかなりウエートを占めてますので、平成27年度は減ったおかげで550万円余りになってると、上水のほうは。ずっと今後も550万円くらいで移行するのか、なぜこれだけ大きな減額になったのかというところの説明をいただきたいと思います。

それと、同じく上水の委託費が4,700万円余りちょっと去年はふえてるんですけども、これは率にすると半分以上、半分近くふえてるということなんですけども、どういうものに委託費が要ったのかというところを教えてくださいたいです。

それがいわゆる明細に関する部分であります。

それと2点目として、これは先日の一般質問の中でさせていただきました、まず南栄水路の計画断面についてでございますけども、これの現況が1.6掛ける1.4メートルという狭小の部分があるというふうに質問の中でさせてもらったんですが、下水の計画断面として幾らなのか、幾らを計画しているのかというのをちょっと聞き漏らしてたので、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

それと合わせて小島滞水池のほうの測定の結果の話ですけども、平成22年に測量しておられるということですけども、概略測量といいますか概略設計だったのか、それとも詳細にはかられたのかということ。というのは、一応、測定の結果で言えば縦断的には特に問題はないというふうな説明だったかと思えますけども、流入内といわゆる南栄排水路の一番下流点、滞水池に入ってくるころの高さ、そこ小島の雨水ポンプ施設、一番下流側ですけども、そのポンプ栓の高さ、いわゆる入り口と出口の高さを真つすぐ結んだ直線状の勾配が現状そういうふうになってるというふうな判断なのか、測定の結果が。それとも中に高いところがあると。というのは、ポンプ栓というのは、1,200のポンプが4台座ってるわけなので、それを同時に運転しますとかなりの勢いで吸い込みます。そのことによってその周辺、スクリーンの周りの土砂は吸い込まれて外へ出てしまうわけですけども、そのポンプ栓のところはそういう形で多少、土砂が堆積してあっても吸い込まれてポンプ栓の入り口の高さは確保されてる。けども、少し離れると堆積した土砂はそこへまだあるんじゃないかと。いわゆる全体が1つの勾配で吸い込まれてはいかない、部分的にポンプ栓の周りだけが吸い込まれて堆積土が少なくなっているという現象の中で測量しているとしたら、実際、本当に全体の中での堆積土砂というのが存在するのかしてないのか。しゅんせつをする必要があるのかないのか。そこらの判断が先日の一般質問の中ではちょっと読み取れなかった分があります。

もししゅんせつが必要ということが仮にあれば、どういうふうな、今後の対応をどういうふうに考えられるのかということです。それが2点目です。

それと、3点目ですけども、いわゆる給水人口、有収水量ともずっと減ってきている傾向ですから、これはなかなか改善に向けてはすぐに手だてというのは難しい。そういう中で、水道ビジョンによる老朽管の改修というのがずっと計画的にやっていかなきゃいけないと。今回は水道会計が黒字なんですけども、実際にはずっと老朽化の改修をやっていく

計画を進めていく上では非常に負担が大きい、赤字になっていく部分が必ず出てきますので、そのところでいつの時点か値上げをしていかなくてはいけないということもあろうかと思うんですけども、いわゆる水道の使用料金、収入で本来は会計上、賄うわけですけども、そこは賄いから上げるんだというそういう当時のやり方しかないのかもわかりませんが、企業局として企業者として水ビジネスという観点から言えば、もっと水を売って収入を得る、値段を上げるんじゃないにほかの余剰水が今、かなりあると思うんですね。いわゆる水利権に対しての年間、排水量から考えるとかなりの余剰水を持ってますので、それを有効に、水商売ですからどういうふうにして売っていくのか、水質もいいし値段も安いし、そういう中で大竹市民以外にどういう形で売って商いができるのかというそういう企業のなまさに考えの中で収益を求めていくというそういう中で、以前、水ビジネスという話もあったかと思うんですけども、そのあたりのその後の動き、また局としての考え方をわかれば教えていただきたいと思います。

以上、3点についてお願いしたいと思います。

○細川委員長 総務係長。

○舩谷業務課課長補佐兼総務係長 賀屋委員さんの質問の中の事業費に関する事項についての御説明をさせていただきます。

人件費に関しましては、基本的にはその年度にいる職員を各会計に貼りつけさせていただいて、それで支払いさせていただいておくんですけども、その場合に、その職員の給与によってやはりちょっと上下がございます。特に水道のほうが大きく変動してるというところでございますが、もともと平成26年度の配置と平成27年度で人数の配置をかえさせていただきました。2人ほど減らせていただいてこれを下水のほうに持っていかせていただいております。

その理由といたしましては、平成26年度まで経営健全化の関係で職員数を下水に関しては減らしておかないといけないということもありまして、下水に関しては平成26年度までは5名やってたんですけども、それがなくなって平成27年度からはちょっと事業費ベースで行くとやっぱり下水のほうも結構、負担が大きいので、こちらのほうに振らせていただいております。その人数につきましては、これは資本収支のほうに、建設改良のほうをやらせてもらうということでそちらのほうに振っておりますので、数字としては下水のほうはそんなに大きくは変わってないというところでございます。

修繕費につきましては、平成26年度は御承知のとおり広島県のほうで、特に8月に大雨がありまして各会計とも修繕がちょっとかさんだんですけども、平成27年度につきましてはその影響がちょっと少なかったということで実際、工水に関しましては大きく減っております。

ただ、水道に関しましては、水源地とかそういった大きいところでいろいろ細かい機器の修繕がちょっとかきみまして、そのため実質的に平成26年度と比べてちょっとふえてるということになります。

動力費のほうでございまして、これは委託費のほうと御一緒に説明させていただきたいんですけども、水源地に関しましては今、防鹿水源地等の業務管理委託という形

で、今、民間業者のほうに委託をお願いしております。これが平成26年度までのまず5年間の契約で、平成27年度から新たな契約ということでございましたが、その際に、ちょっと契約内容を見直しさせていただく中で、一応、動力関係につきましてもユーティリティーということで委託の中でお願いできないだろうかという整理をさせていただきました。その関係で動力と委託料で数字がちょっと逆にふえたり減ったりとしているというところがございます。この際に、上水道関係とそれから工水関係で比率のほうについても見直しをさせていただいて、実際、水源地のほうも施設的には上水のほうが多いものですから、その分ちょっと上水のほうの委託料をふやさせていただいてるという状況でございます。以上です。

○細川委員長 工務課長。

○古賀上下水道局工務課長 それでは、2点目のまず排水路の断面について、お答えさせていただきます。

まず、先ほど言われました約1.6メートル掛ける1.7メートルの水路部分、賀屋委員さんが御用意いただいておった狭小部分ということで写真を使って説明された部分でございますけれども、これはあくまでも認可という形の概略の設計上の断面ではございますけれども、上幅1.9メートル、下幅1.6メートル、高さ1.3メートルという断面をその区間、約80メートル区間ほど計画しているところでございますけれども、実際、施工するということになりますと詳細設計等を現場に入って勾配や前後の断面等を考慮していきますので、必ずしもこの断面で足りるかどうか、ないしはこの断面をする必要があるかどうかというのは定かではないのでそういった断面であるということでも聞き及んでいただければと思っております。

続きまして、小島潮遊池の状況ということで、まず、もしお持ちでしたら賀屋委員が御用意いただいたこちらの写真がございまして、こちらの水面が確保できておるところ、右側のほうなんですけれども、こちらのほうを平成22年度に水面の浮き草等、アシを除去するという業務を発注させていただきました。その当時の航空写真が今、手元にないんですけれども、この右側ほどではないんですけれども、右側に一部、類似したような状態で島があるような状態ではあったんですけれども、草と根を取るだけでこのような水面が確保できるような状況になったということから、当然、上流と下流の、先ほど、委員が言われたように上流のほう土がたまりやすいという特性は当然ながらあるとは思いますが、おおむね藻類を除去すると断面が水が見えてくるような状況というのが、その当時から言うとかかなり年数がたっておるんですけれども、適宜、維持管理をする中で対応させていただこうということで今に至っておるところでございますので、今後も正直、これを全体を詳細に測量するということになりますと非常に費用がかかりますので、維持管理をさせていただく中で言うならば、ある程度、簡易なもの測量をもちまして細やかな測量でない形をもって維持管理の決断をしながら支障のない、全くないというのは非常に事実上、何もなければということでも、支障のないような状態にもって維持管理をさせていただければということでも管理をさせていただいてるということでもございます。

○細川委員長 業務課長。

○北林上下水道局業務課長 3点目の水ビジネスの関係でございます。

かつては水を余剰水をペットボトルに詰めて売るとか、海外のほうで販売するとかいう話もございました。ただ、実現性が薄いということもありまして、現在ではそういう話が起きておりません。海外のビジネスにつきましても、インフラ整備の協力のほうに重きが置かれておりまして、特に水を売るということは現時点ではございません。

以上です。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。

1点目の動力費が今度、委託費のほうに変わって一緒に管理をしてもらうんだということで、これは理解をいたしました。修繕費のほうも一昨年の豪雨災害によっての影響で修繕項目が出たということでございます。

人件費のほうですけれども、これは今、聞いても人の配置を動かしただけで、そうは言ってもトータル的に人数が減っているということだろうと思うんですけれども、若い職員ばかり集めて総人件費を安くしたとかいうことでもなしに人数を上水のほうは1名減っているということでございますので、そのあたり今後の体制の話になりますけれども、この3事業をやっていく上で本当にこの人数でいいのかどうなのかということをもう一度、しっかり検証していただいて、本当に人が足りているのかどうなのかということをしかり、足りていないのであれば要望していただければというふうに思います。

それと、南栄水路のことですけれども、これはちょっと私が思ったよりも計画断面が案外、小さいんだなというふうに思うんですけれども、上流とその下流の断面から見ますと、もうかなり現況は半分以下の断面しかない。それであっても計画はその半分程度くらい上流、下流の程度でオーケーなんだということかと思えますけれども、そうすると現況の上流、下流の断面が余裕があり過ぎるというそういうふうに聞こえるんですけど、見えるんですけども、そのあたり、もう少しちょっと説明をいただきたいと思います。

それと、滞水池の測量なんですけれども、先ほど言いましたように流入地点とポンプ栓の地点、入り口、出口、そこを結んだラインが計画で言えば勾配になるんですけども、それに対してどれだけ高いのか、低いということはないと思うので、どこがどれくらい高いのか。つまり土砂が堆積してるという認識があるのかなのかということなんですけど、今の話を聞くと水草の部分を取れば写真で見えてわかるように全部、水で覆われて堆積物はありませぬというふうに聞こえるんですけども、その辺の実際の本当に堆積してるかどうか、土砂が。その把握をしてるかどうかということを知りたいわけですよ。そこがわからないと、実際の小島滞水池の滞水能力に対して現有能力が幾ら確保されてるのかというのは数字的に出せないですよ。幾ら堆積してるかどうかわからないんだったら。100%クリアしてますということじゃないと思うんですよ。そうすると何%くらい堆積してるのかと。以前、平成22年に測量しましたと、それでわかってるのなら、それを数字で「何%と堆積してます」ということを聞きたい。それでないんだしたら、その当時の測量はそんな目的でやった測量でやりませぬということであれば、実際に土砂が幾ら堆積してるのか、その堆積した土砂をこのままでいいのかどうなのかということも含めて検討をする必要がある

と思うんですよ。それによってしゅんせつが必要なのかどうか。その適正な維持管理というところに向けてどういう取り組みをされるのかということになるかと思うんですけども。

今の御答弁では、そこに答えを見い出せないので、再度、お願いしたいと思います。

それと、水ビジネスの話ですけれども、たち切れになってるんでしょうけれども、私が言いたいのは、今後、企業会計として展開していく上で企業家としてどういうふうビジネスをしていくかという展望をもう少しほかの部分で持ってもらって、すぐにどうこうなるということはないでしょうけれども、いろいろな研究検討をしていただいて少しでも収入が得られるようなそういうことを、せっかく水といういい資源に恵まれてるわけですから、それをどう生かすかということをもっと企業家として努力をしていただきたいなというふうに思います。

以上、もう一回、人件費のことと滞水池の件についてお願いします。

○細川委員長 総務係長。

○舩谷業務課課長補佐兼総務係長 済みません、御指摘ありがとうございます。

人数的なことと言えば、今実際には水道関係に関しては漏水もちょっと多く出ておりますし、下水管の関係も申請等も多ございまして、いろいろ事業の分についても本来なら改築更新とか改良のほうにも進めたいんですけども、なかなかちょっとできてない状況でございます。こちらのほうとしては、その業務量に対してやはり対応していくためにはやっぱり人員としては要望したいところではございますが、なかなか市全体としての分もありますので、その中で、一応、市長部局ともいろいろ協議させていただきながら、今、進めさせていただいているところでございます。とは言いながらも、目の前にある業務については、ちょっと執行していかないといけませんので、今回、平成28年度ではございますけれども、工務課のほうで今、係名としては工務係と施設係と2つしかございませんが、それぞれ水道担当とそれから下水道担当と給排水の申請担当ということで分けさせていただいて、それぞれの領域でまず遂行できるようにということで、今の現状の中でできることからまずやっていこうということをさせていただいております。

御指摘の分については、また進めて協議させていただきたいと思っております。

それから、水ビジネス関係でございますけれども、委員さんも御指摘のとおり過去に国のほうも方針として国債というのをちょっと掲げた経緯もございまして、いろいろ各事業体でも華やかかりしころがあったんですが、現実的には、今、国のほうも特にインフラの輸出ということでそれをメインに掲げていることもございまして、特に海外のほうで進出している事業体は例えば水道施設の運転管理とか、それから中には検針業務とか、こういうようなものを東南アジア等で実施されてるようでございます。

本市の場合は、ちょっと残念ながらそういった業務については、今、民間の業者さんにちょっとお願いしておりますので、特にちょっとそういうノウハウを提供できるところがございませんので、こういったビジネスの分については後退しているというところでございます。

あと、水の関係につきましては、実際、おっしゃるとおりいろいろお聞きすれば、例え

ば、岩国市でも管をつくったりとかいろいろされているようでございますけども、ちょっとなかなか本市がそれをやろうと思ったらかなり赤字になるということでございまして、とは言いながらもそういった分についての研究とかどうなのかというところでございますので、今、広島県の企業局とかあとまた三ツ石の浄水場のほうに水みらい広島さんが一応、運転管理をされておりますけども、そういった業者ともいろいろ情報交換をしながら、一応、進めさせていただいているところでございます。

県のほうにおきましては、商工部門のほうが実際には東南アジアのほうに行ってそういった業者さんとかそういったものをPRしたりとかされているようでございますけど、お聞きすれば県の企業局とそこの商工まで、そこまではまだタイアップができていないようでございますので、そこら辺はまたいろいろ情報交換をしながら、またちょっと検討させていただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○細川委員長 工務課長。

○古賀上下水道局工務課長 それでは、まず、水路の断面のことについて説明をさせていただきます。

まず、上下流が相当、余裕があるのではなかろうかということでお話がありましたけれども、実際、ちょっとこの大竹の幹線水路の成り立ちの話をちょっと軽くさせていただければと思うんですけれども、そもそも大竹市域の排水はこの水路を使って排水することで当初、計画しておったんですけれども、途中、新町ポンプ場、これからいろいろ検討させていただいてということで進めていくことになっていくと思うんですけれども、そういったものを計画するに当たり、新町ポンプ場であそこの部分で上流の9割部分を小瀬川に排水して下流部分、今こちらで流れてくる部分についての水を軽減していこうということで計画したのが今の認可の断面になっておりますので、今、現状、新町ポンプ場がない段階で余裕があるというような状態で考えておるわけでは決してございません。

ただ、あくまでも認可というものは将来、最後にでき上がっていくものに向かって計画するので、どうしてもこういった断面ということで説明をさせていただいてるわけでございますので、比喻が悪いんですけども、広い断面、計画よりも広いからといってそれを上流域が改良できないのに狭めるというようなことについては、広いから狭めますよというような状況で余裕があるという解釈をしておるわけではないことは御理解いただければと思っております。

続きまして、小島滞水池についてでございますけれども、水路とか川とかそういったものの流れを考える中で、雨水排水について水路があって、一番最後にポンプ場があって、それを水路が流れてくる量をポンプで100%流れてくる量を排水することができるようなポンプ場もあれば、その1つ前に滞水池というか水をためる場所を持ったポンプ場もございます。このたびの小島雨水ポンプ場については、前にバッファゾーンというんですかね、一度、水をためるという能力を持ったものを置いてポンプの能力を決定しておることなので、これを裏を返すと上流から流れてくる水を全て100%小島雨水ポンプ場ではリアルタイムには、はけないと。一旦、ためることによってはけるというポンプになっておることなので、この雨水滞水池に求められる能力というのは、水をためると

いう能力、流すという能力ではなくてためるという能力がそもそも求められてるということ、その計画については計算をしているわけです。

ただ、そうは言っても実際、水が流れてますので、先ほどのように流れに対する障害をできる限りなくなるような維持管理は当然、していないんですけども、計画としてはあくまでも滞水能力を確保するという形のものになってくるので、そこら辺がちょっと難しいという表現は適切じゃないと思うんですけども、我々としては断面というか滞水の水の体積がそこに水がぼんとはまることができるというのを能力として支障がないという形をし、かつ、そうは言いながらも維持管理の中では先ほど言った草を取ったりとか流れをできる限り障害のないような形をとっていくということの状況をつくっておりますので、その部分を御理解いただければということで1点目、お話をさしあげます。

その中で、維持管理の中で、先ほども話をしましたけども、測量を大々的にやってしまうと、詳細にやると非常にコストがかかってその費用があるくらいならば維持管理で草を取りたいというのが維持管理の中ではある中で、より簡易な測量方法等を用いて状況を把握しながら今後、草と、場合によっては土も取る必要があれば土も取っていく形になると思うんですけども、そういったものに努めていきたいということなので、正直、測量後、相当な時間がたってますので、我々としても不安なのでより安価で測量ができる方法を今、探っておるところであるので、非常に今これですよということがお示しできないという苦しさをわかっていただければと思います。

よろしくお願いたします。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 大変、苦しい答弁、お疲れさんでございました。

私が言ってるのは、もう何回も言うようですけども、滞水池の滞水能力の話ですけども、今、課長さんが言われるのは、何ぼ砂がたまってもそれから上がたしか滞水能力、面積掛ける1メートルだと思んですけども、「1メートル以上、器があれば能力があるんです。下が何ぼ上がってもええんです」というふうに聞こえるわけですよ。滞水能力としてはね。

いや、そうじゃなしに、砂がたまってるかどうかという現状把握をしますかということなので、もし把握をされてないのならする必要はあるんじゃないですかと、そういうことなんです。それで、その量によってこのくらいしかたまってないから、このくらいならまだ例えば余裕の範囲で運転に支障ありませんよねということなのか、いやもうこれはたまった分を撤去せにやいけんよねという判断になるのか、その辺をいわゆるその滞水池の適切な維持管理として必要なんじゃないですかということをおし上げてらんであって、今みたいに何ぼ水が流れよるんじゃけえ、それから上の1メートルほど道路からあふれにゃあ、そこは滞水能力はあるんですというのはちょっと違うんだろうと思うんですが、そのあたり、もう一回よく検討いただきたいと思います。

長くなりますので、以上で終わります。

○細川委員長 要望でよろしいですか。

○賀屋委員 はい。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 昨年、議席をいただきまして最初の案件がこの会計で勉強を始めさせていただいて1年になります。私はもともと事業人ですので、会計的に公会計をなめさせていただく中で、一般会計よりは早くからこの旧会計を導入されているこの3会計がどちらかと言うとわかりやすい。経営的な視点が必要な会計だなど。今、賀屋委員の御質問の中にもあったように、ビジネス、経営という言葉が出てまいりました。だから、経営的な視点はこの3会計を司って日々、御努力されてる皆さんにとってはどちらかと言うと一般会計で現金主義で単式簿記でやってらっしゃる部門よりは、経営的な視点が必然的に養われてるんであろうなということを感じます。

しかしながら、勘定科目が一般の事業体とは違うので、大変、理解しにくいところがあるんですが、私なりにわかりやすく見るために、この3会計を連結してみました。先ほどの御質問にもあったように、同じ水道局内におられる3会計事業部門におられる職員の皆さんが業務量によってはこちらの業務に行ったり、あちらの業務に行ったり、それも3月、4月できちっと決まらないで半期でこちらへ行こうやとかいうこともあると思いますし、繁忙期がひょっとすると会計相互で違うかもしれない。そうすると、あちらの仕事、こちらの仕事、多分、またがってやってらっしゃると思うんですね。そうしますと、先ほど、お話になった電気料金がえらいいきなり減衰してる。これは5年間、約5億円の委託契約だと。下水と水道って、ほとんどついて回りますし、工水と水道もついて回る設備もございましてしょうから、その辺、どこで線を入れるのか大変、難しいところもあろうかと思うんです。

そういう中で、3会計を連結してみteざっとで把握したんですが、あくまでも固定資産台帳上の過去の設備投資総額が260億円を超えています。長年で100億円、償却してらっしゃる。残りが165億円です。それに見合う、これ先行設備投資ですから、負債はどれだけあるんだと、調べてみると155億円、でバランスがとれてると。最終的に、流動資産がプラスで二十数億円、いつ何があっても当面、すぐに資金は持ってらっしゃると。そういう意味では、我々、市民の生活を守る日々の御努力を後支えするための資金もお持ちでしょう。

だけでも、265億円が設備投資されてるとはいえ、何十年も前からの設備もございましてしょう。ですから、これから整備、メンテナンスに下手したら更新経費のほうが高くなる時期が来るでしょう。そういうことを想定したグロスで考える考え方も必要になってくるのかなあと。下水道、水道の工事を同時にやらないためには両方の資産台帳が合算されてないと老朽化の度合いを片方ずつ見してしまうことになる。そうすると、今どきのコンピューターですから、それに全部、コード化しておけば会計上はコード化するけども、実際はここに一緒にあるよというようなものがたくさんあるような気がいたします。

そういう意味で行くと、固定資産台帳のコード化設定の上で一本化することがこれから先の費用発生地の推計には意味があるかなという意味で、できましたらでいいんですけども、3会計を合算した決算書が、ここまで詳細は要らないと思うんです。表ページだけでも合算してみて、合算した固定資産台帳があればいいかなあというように気がしながらこの会

計を見させていただいておりました。

そういう中で、賀屋委員の御質問にもあったように、また私、今、申し上げたように3会計共通の資産、3会計共通の経費発生があるかと思えます。

例えば、局長の年間給与は、じゃあ3会計にどう反映されてこの中に入ってるんでしょうか。水道局の建物、これはみんな一緒に使ってらっしゃる。そうすると3会計にはどう案分されて決算がひもとかれているんでしょうと。で、どうあるべきかと。そうすると、悪く言えばですが、単年度、単年度の3会計の横同士で幾らでも動きが出せるわけですから、昨年はちょっと会計制度の大きな変更ということもあって大きなブロック数字が出てますけども、その辺のわかりにくさの部分が逆に言えば、制度の高い管理がしにくい会計になってらっしゃる可能性もあるということで、経費の案分、また資産額の案分は3会計においてどうあるべきなのか、その辺の基本的なお考え方だけでも結構なんですけど、もし表現いただければいただきたいと思えます。

○細川委員長 業務課長。

○北林上下水道局業務課長 まず、経費の3会計での案分でございますが、確かに水道局、水道事業、公共の水道事業、下水道事業、3企業会計持っておりまして、それぞれ重なる部分はたくさんございます。共通する経費につきましては、相互に関連する経費の負担割合に関する基準を設けて対応させていただいております。

先ほど、お話にございました庁舎の関係でございますが、庁舎は平成6年に建設されておりまして、当時は水道局として水道事業及び工業用水道事業の2事業だけでありましたので、約半々で負担をして建設しているところでございます。

下水道事業につきましては、平成18年4月から所管しておりまして、その際に、庁舎の残耐用年数、これが55年間ということでございましたので、それに対する施設利用権を設定したということです。その負担率といたしましては、当時の会計別職員配置数で下水道職員が20%という率でございましたので、それに応じて20%と設定した経緯がございます。職員の給与でございますが、職員の給与は特に3事業会計で案分ということはしておりません。どれかの企業会計にそれぞれ入れているという格好で設定をしております。

以上です。

○細川委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。この3会計にこだわるわけじゃないんですが、私は今年度、一般会計の固定資産台帳が11月にでき上がることを伺っております。ということは、来年度以降、平成29年度で一般会計も連結決算対象になっていきながら両方も複式簿記の会計システムが本当の意味で連結できる自治体がもうじき迫ってる。

そういう中で、例えば、先ほど、申し上げた3会計合算の155億円の負債のうちこちらの事業会計独自の起債による負債と一般会計からの資金、当初の資本金みたいなものだと思うんですけども、そこでのやりとりも出てきているというようなことが、これが連結対象として両方の公会計制度が複式簿記化されている中では、当然、ここに加算当初はそれぞれ過去のいきさつその他もいろいろあって複雑な用件が絡むんだと思うんですけども、前段でこの企業会計を推し進めてらっしゃる皆さんの長年の経験における経営的な感覚、

また財務会計、経理会計のスキル・ノウハウ、これはこれから先の地方自治全体の経営的な考え方のある意味では財産のような気がするんですね。ぜひとも、3会計のあるべき姿を今、見出しちゃって、電気代まで含めた業務委託をされるくらいの経営感覚で遂行してらっしゃる、大変、頼もしいことを感じます。その視点を、ぜひとも一般会計側の事業単位評価、この辺に、当然ながら共通経費、その他が同一の部署でたくさんの事業を営む、それと経費の案分、その他が当然、発生してくる。そのときの考え方は、こちらの3会計の経営的な考え方そのまま生きてくるはずですよ。単純に事業単位評価というのはアウトプットやアウトカムだけをはかればいいんじゃないかと、ベースに経費がある。資産も案分して30年償却の経費が公民館のサービスにおいてもあるんだと。

ただ、公共サービスはただだから、自由に使って使い方が悪くなったら文句も言えないんだと。じゃなくて、やっぱりこれだけの経費がかかった行政サービスなんですよということを市民の皆さんに理解いただかないと、こういう変化の時代には当然、既得権益的なものの考え方が出てきてしまうから、行政サイドに対する信頼関係が薄れていくと。それがまた行政の営みにおいて大きなマイナスになると。その繰り返しをしてらっしゃるような気がいたします。

ぜひとも、今回のこの3会計の連結決算的な考え方から導き出されるさまざまなお知恵を、本年度、来年度においての一般会計の会計制度の変更においてぜひとも生かしていただいて、そのためにはこの3会計の中身を今現在、しっかり支えて皆さん方の鋼のような筋肉を鍛えていただく時期だなあという気がいたしますので、ぜひともその期待を込めたお話をさしあげた上で、今の案分に対しての考え方も、もっともっと精査いただいて、これをきちっと整理いただいたものが一般会計側に生きてきますので、ぜひともよろしくお願ひして、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○細川委員長 要望でよろしいですか。

○末広委員 はい。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 細かい話と大きな話と、ちょっと質問してみたいと思います。

この決算書の25ページ、さっきちょっと言った話ですけども、25ページの受贈財産の取得状況というのがありますね。これはだから決算書の数字の中のどこかにあるんですね。どこかに含まれてるんだと思いますけど、よくわからなかったので後で教えてください。

それと、さっきの質疑を聞いてまして、水ビジネスっていう言葉が出てきましたけど、水ビジネスがペットボトルを指してるのかどうか、私、わかりませんが、あれはそもそも水道水なんてまずくて飲めないっていう空気が日本じゅうに蔓延した時期がありまして、それを打ち消すためにペットボトルに詰めて売って見たんですね。それは成功したんでしょうね。今ごろ、あんまり水道水の悪口って聞かなくなったような気がするんですが。

それとは別に、私それからインフラの輸出もやっていますよね。もちろんそれもあるのはわかりますが、水道をビジネスとして考えたときに、料金逡増ってありますよね。これ、何か法律か何かあるんですかね。

例えば、電力もそうですよね。要するに資源節約という概念がまずあって、少量しか使わない人は安くて、ふえると単価まで上がるじゃないですか。あれ、ビジネスから見たら逆なんですよね。で、電力を自由化したら、中国電力はあんまり派手なことはやってませんけども、今回、見たら、選択肢の中に、単純な一直線ですよ。使用量関係なくて、もう料金は単価が変わらないという選択肢のやつが来てましたけどね。

例えば、東京みたいに水が足りないところはやっぱり節水を呼びかける必要があると思いますけども、もし大竹市が水が余ってるんだったら、一定以上、使ったら割安にしますよっていうのもあるはずなんです。それが、いやいや、笑わんでください。普通だったら、ようけ買ったら安くするじゃないですか。皆さんそうやってビジネスしてるでしょう。行政が調達するときに、今回ようけ買うんじゃけえ、安くしてねって言うじゃないですか。行政の思考が反対なんですけども、あれは道路か何かで抑えられてるのか、それとも皆さんが横並び意識でやってるのかどっちかなというのがありまして、ちょっと教えてください。

それと、これもさっきちらっと出てましたけど、今、インフラ、水道管ですよ。今、大竹市がじゃなくて日本じゅうの水道管なりが物すごく古くなって老朽化して、それをどうするっていうのは大問題だと思うんですけども、例えば、消防なんて広域化って言いながらなかなか進みませんけども、水道でも、この決算書を見たら大竹市の上水って、4億円ですよ、売り上げね。たった4億円しかないんですよ。それが企業組合、市町村にまたがってやってるところもありますけども、日本じゅうに小さな水道事業者がばらばらいるわけですよ。それ、国なんかもうちょっと、水道なんてほとんど同じことをやってるわけですから、広域化するとかいう話はないんかな、どうかなと思って、もしあれば教えてほしいなと思います。

さっきの局長の給与じゃありませんけども、広島県が一体化したら局長の給料、倍払ったって1人ですよ、人数はね。だから、そうしたり、民間委託でも部分的なものじゃなくて、もっと大きく、バックし受けてくれる会社があればかなり効率化されると思いますけども、国はそういうことを考えてる節があるのかどうか、もしおわかりであれば教えてほしいなと思います。

以上、3つです。

○細川委員長 業務課長。

○北林上下水道局業務課長 水ビジネスに関します料金逡増について、何か法律があるのかという御質問でございました。特に、これを縛る法律というのはないと思うんですが、やはり使えば使うだけ料金がふえるというのは、受益者負担の観点からなされているものだと理解しております。

確かに、基本料金プラスあとの追加料金は全部同額というところの自治体もあるのはあるわけですが、うちのほうはあくまでも使えば使うだけふえるという観点で料金体系を組ませていただいております。

以上です。

○細川委員長 総務係長。

○**舩谷業務課課長補佐兼総務係長** まず、受贈の関係でございますけども、この分につきましては、一応、貸借対照表のほうをごらんいただいて、ページでいきますと10ページです。構築物でございますので、構築物のほうに増加になります。負債のほうでいきますと、今度、繰延収益という11ページの長期前受け金のところがございますけども、こちらのほうで長期前受け金の増加という形でふえた分がそれぞれバランスがとれるという形で整理をさせていただいております。

それから、広域化のことでございますけども、一応、国の厚労省のほうからは、先生から御指摘があったとおりのやっぱり小さい事業体は今後、やっていく上で非常に厳しくなるということで、そういった事業体についてはやっぱり広域化をちょっと検討しなさいということ、全国的に通知が行われております。

広島県のほうにつきましては、今、県の食品生活衛生課が主体となっておりますけども、そこが県内の事業体を集めて水道事業の推進会議というのを立ち上げさせていただいて、その中で広域化をちょっと検討してくれということ、今、各事業体が集まって検討しているところでございます。

実際に、その広域化の分でも、例えば、今、県の水道ビジョンでいきますと広島圏域というところと備北の圏域と、それから備後の圏域とってそれぞれ圏域を分けさせていただいてるので、それぞれで今、関連する事業体でこれが例えば、共通でできるんじゃないかとか、この事業体についてはもう広島市に例えば、お願いしてるのもう一緒にしたらいいんじゃないかとかいうところで今、いろいろ案を出してるところでございまして、まだ実際にはまだそれをもう少し今から深く検討していくところでございますので、一応、広島市のほうでも検討してるという動きはあるということを御承知をいただければと思います。

以上でございます。

○**細川委員長** 日域委員。

○**日域委員** ありがとうございます。

料金ですけどね、逡増というか要するに使えるのは当たり前なんですけども、もちろんかけ放題みたいに使い放題という契約だってそれはルール上はあるでしょうけども、基本的にそれはないとして。一定以上、使ったら単価が下がるという町があります。単価が上がるのが一般的ですよ。変わらないというのが例外であって、単価が下がってもいいんじゃないかという気がするんですが、そういう例はありませんか。ちょっと御存じであれば教えてください。お願いします。

○**細川委員長** 総務係長。

○**舩谷業務課課長補佐兼総務係長** ありがとうございます。一応、やっぱり事業体は使った分だけ料金をいただくということで、ほかの事業体からそういった取り組みをされてるとするのはちょっと聞いておりませんので、もしあればまた、そういうような情報を調べてみたいとは思いますが、済みません、以上でございます。

○**細川委員長** 他に質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 私が今まで水道事業会計のときにたびたび懸念をしておりますけれども、いわゆる老朽化によって今、排水路に対する有収率等も大体、大竹でいきますと20%くらいになってると思うんですが、そういうことでいわゆる大竹市は初代二階堂市長の英断によって早くから公共下水いわゆる水道関係の敷設がされて、この近辺ではない非常にきれいなまちというものができてきたわけですが、それによって半面、老朽化も進んでます。ということで、今、我が大竹市だけではなく、先ほども話がありましたように、この水道管の老朽化の改修率というか更新率というものが非常に低いんです。やりたいのはわかる。だから、大竹でも水道ビジョンを出しましたけども、現在のところその水道ビジョンに乗った更新率というものがどれくらいになってるのかなというふうに思うんですが、恐らく1%にも満たないんじゃないかなと思うんですが、これは質問というよりも私の意見というか要望だけ申し上げますので、ぜひ聞いていただきたいと思います。

この水道事業というのは公共下水も上水もそうなんですけども、このインフラの整備というのはいわゆる後世に残るものですし、後世に負担をかけるようなそういうものを少しでも軽くしていくと。そのためには、早期に取り組んでいかなきゃいけないということで、今年度平成28年度の国の補正予算でも、その支援という形で補正を予算を組んでいると思います。ですから、そういう国の制度等もしっかり耳も高くして、そしてそういう活用をしていただきたいなというふうに思います。

水道料金の値上げという話もさっき出ましたけども、このことについて私もたびたび、どうですかというような話をしました。営業収益だけ見ると赤字なんです、平成26年度からずっと赤字になってますよ。だからそれを会計の仕方によって黒字会計になってるんですが、決して営業収益が上がって黒字になってるということじゃないんですよ。人口も減っていると。自分たちが利用している水道料も節水とかいう形で市民の皆さんもそういう形になってる。企業もそうです。

ですから、そういうものに対応していくためには、やはり更新はしていかなきゃいけない。それを黒字、黒字なんですよという表向きの数字だけでやって、水道料金もそのままに置いておくということもこれは1つの方法かもしれませんが、黒字になってるから水道料金の値上げができないということになってるのかどうかわかりませんが、足元を見ればもう留保資金もだんだん減っていることは間違いないと思いますし、いつまで続くのかと思うんです。

そういう面からいくと、先ほどの3会計の勘定の話じゃないけども、貸借対照表とかいろいろなることを固定資産のことも考えてくださいというような、そういうものを出してるとありましたけれども、あらゆる一切のものを通して、この水道1年の会計の透明化をはかって、そして後世に負担を、残るのは残ります。今のその老朽化の工賃だけ見ても、もう100年以上かかると思います。ですからその辺を軽くするための方策というものをあらかじめするためのそういう会計をきちっと見い出して取り組んでいただきたいということをお願いして私の意見、考え方だけ述べさせていただきました。よろしくをお願いします。

○細川委員長 御答弁はよろしいですか。

○田中委員 はい。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本3件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本3件を一括採決いたします。

認第4号平成27年度大竹市水道事業会計決算の認定について、認第5号平成27年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について及び認第6号平成27年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定についてを原案のとおり認定すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

説明員の移動は必要ですか。

では、速やかに移動をお願いします。

(説明員 移動)

○細川委員長 それでは、日程第6、平成28年度陳情第2号港町ポンプ場の移転までにおける対応についての陳情を議題といたします。

本件は、今回が初めての審査になりますので、事務局職員に陳情の要旨を朗読させます。

○三浦議会事務局局長補佐兼議事係長 それでは、請願陳情集の7ページをごらんください。

受付番号第108号

受付年月日 平成28年8月24日

陳情者 大竹市港町1丁目1番26号港町1丁目自治会長 小幡哲雄

件名 港町ポンプ場の移転までにおける対応についての陳情

陳情の要旨 今週オープンの株式会社コメリの開店後について、車の渋滞が予想される。トライアル開店後からも渋滞が続いており、対策をとっていただくようお願い申し上げます。

特に、土日祭日は、混雑が予測され小方交番の信号までの住宅が心配である。渋滞すると港町1丁目を通り抜ける車やオートバイがふえて安全を脅かされる。

については、当自治会の案であるが、港町ポンプ場が移転すると渋滞は大分、緩和されると思う。平成24年開催の地区懇談会のときにも話題となり、移転は岩国大竹道路の工事と合わせてになるとの土木課の回答であった。大林組の敷地側を広くして車の通り抜けを検討するとの話もあった。現在、大林組はここを使っていないので応急的に検討していただきたく陳情お願い申し上げます。

以上です。

○細川委員長 審査に当たりまして、執行部におかれては本陳情についてどのようにお考えなのか、御意見をいただきたいと思っております。

産業振興課長。

○中川産業振興課長 コメリが出店するに際しまして、大店立地法の手続が必要となってまいります。その関連で産業振興課のほうでいろいろと種々検討しておりますので、その点について御報告をさせていただきたいと思っております。

交通の渋滞の関係でございますけれども、特に小方交番の交差点の渋滞が予測されるという審議も委員さんの中でされまして、要は出入りが2カ所ございますけれども、これを誘導員を配置することによって小方交番前の交差点に集中しないように誘導をしていくということで経路の分散をはかるということでコメリのほうからは回答をいただいております。この状況を、しばらく開店後も様子を見ながら、それでもなおかつ渋滞が予測されるようであれば、また解決方法について協議検討するというところで話しております。

以上です。

○細川委員長 土木課長。

○山本土木課長 では、土木課のほうから、道路の関係でございます。

陳情を出されまして、地元自治会長のほうに少しお話を伺いました。このことを地区懇談会ですが、平成22年、24年、26年と2年ごとに1地区でございますので、その際に、この関連の話が出たというふうに聞いております。私のほうもその内容を確認させていただいております。

現状では、確かに今、陳情書の中ほどになりますが、渋滞すると港町1丁目を通り抜ける車やオートバイの増加というのがありますが、大竹タイヤガーデンと広仏の仏壇屋がありますが、このほうから団地内に抜けていく車が多いと。これはよく危惧されておりました。このことにつきまして、先ほどございましたが、まず開店をして状況を見た後にまた道路管理者としてどういうことができるかということは今、しばらく考えさせていただきますということを説明したところでございます。

以上です。

○細川委員長 それでは、委員の皆様におきまして、執行部に確認したいことなどはございますでしょうか。ありましたら、挙手をお願いします。

賀屋委員。

○賀屋委員 それでは、まず、大店立地法のほうで渋滞予測というのがあるがというふうに説明がありましたけれども、どの程度の予測があるというふうに報告をされてるのか。あるということは確認できてるんでしょうけれども、渋滞の割合、我慢できる程度の渋滞なのか、とても我慢できんねということなのか、そういうことによって対応としては誘導員を配置をして様子を見るということなんだろうけれども、これを仮にずっと渋滞が続くとしたら、誘導員をずっと外せない、ずっと今後とも永久に配置するという考え方になるのか、そのあたりコメリのほうの考え方がもしわかれば、聞いておられれば教えていただきたい。

それと、土木課のほうで平成24年の地区懇談会のときにもそういう話も出て、解決案として大林組の用地の一部、借り上げて応急的に検討するというふうなことがここに書いてありますけど、こういうふうにしていただきたいということが書いてありますけども、そのことで検討した経緯というのがあるんでしょうか。そのあたりもしあれば、どの程度の

検討だったのか。そのときに大林組、今はあそこはあいてますけども、今、所有者はどうなっているのか。そういう話が本当に相手方がおりながらできる可能性があるのかどうかという点。

それともう一点は、ポンプ場の移転までということですが、いつ移転が完成するのか。つまり、岩国大竹道路の工事に合わせて配水管の切りかえをするようになってますけども、それがいつ終わって、いつポンプ場が不要になって撤去をし、本来の四差路としての交差点改良ができて開放できるのかと。それはいつごろ目途を持ってるのかというのがわかれば教えていただきたいと思います。

○細川委員長 商工振興係長。

○三井産業振興課課長補佐兼商工振興係長 交通渋滞の予測なんですが、コメリから届け出書が出ている数字を御紹介いたしますと、一番、込み合うのは先ほども出ました小方交番前の交差点、そしてなおかつ出店の際の先ほどありましたタイヤガーデンさんから小方交番に向かうところの道路というところが一番、込み合う数字でございます。それが交差点飽和度という形の数字の届け出が1.042という数字でございます。これは一般的に0.9を超えますとそこは渋滞しますよと。1という数字は、1回の信号ではなかなか行け切れないという数字をあらわしております。そういったところが一番、数字としては上がってきます。

また、交通誘導員をずっと配置しておくのかということなんですけど、今の数字はあくまで計算上の数字でございます。実際にこの数字になるのかどうかというのは、また開店してみた様子を見ないとなかなか判断できないということもありますので、その部分については、先ほど、御説明しましたように実態の状況を見て、また対応策についてコメリとも相談していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○細川委員長 土木課長。

○山本土木課長 まず、地区懇で出ました土木課が行う検討についてでございます。

具体的に地区懇で平成26年度の開催の中で、土木課のほうで今後の状況を見きわめるといふ検討の回答をしております。その中で、具体的な回答といいましても開店後の状況を見きわめながらということになってございまして、開店して1週間か2週間は、確かにお客さんは多いと思いますが、それをまた状況を見ながらということになりますので、今、具体的な検討等はありません。

ただ、職員の中で、この付近でのかいわい含めた交差点形状であったり車の曲がり方、通り抜け方、このほうは内々では検討してありますが、まだ具体的なものではございません。

それともう一点、ポンプの移転がいつかということでございます。これはポンプ移転というよりも不要になりますので、廃止撤去ということになります。岩国大竹道路は今後、整備されるんですが、これに合わせて小方の今、低い土地が埋め立て等々でなくなる状況になりますので、それが解消される段階でもう水は強制排水は不要になります。この段階で廃止ということになりますが、具体的な年度は平成30年代というところしか具体的ではないかもしれませんが、それ以上はちょっとまだわからないという状況でございます。

以上です。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 まず、交通量調査で1.042という数字のこれは予測だということですが、今現在は、幾らの数字があるんですか。さっきの話ですと、0.9を越えると信号1回待ち以上になるということですが、わずかにしか超えてないわけですね、1.042ですから。本当に今でも渋滞しているときには、信号1回待ちではちょっと間に合わないような状況もあるかと思うんですけども、その交通量調査をした日にちとか時間とかその時期によって随分、違うと思うんですよ。問題は、渋滞が発生したときにいろいろなドライバーそのものも近道を探すでしょうし、そういう中で、この港町1丁目のほうに入っていくということで迷惑をこうむるという趣旨なんだろうけども、まず渋滞が発生するかどうかという認識の取り方がこの1.04という数字だけで見ると、そんなに渋滞せんよねっていうふうに見えるんですけども、予測が。そこらあたりの現状の数値と予測の数値が本当にどうなのかなという気がします。

それと、最初に質問させていただきました大林組のところの敷地を利用してといいますか仮設的に応急的にそこを道路を抜けるという話の検討をされたかされるかわかりませんが、そうすると相手方がおるわけなので、その辺の今の状況をどういうふうにか考えているのか、大林組のほうと下話とといいますか接触をされているのかどうなのか。全くもう今は大林組ではありません、もうどこそこにも売っておりますとかいうので地権者との話が難しいということなのか、があればなかなかこの陳情に添うと言っても難しい部分も出てくるかわかりませんが、そのあたりの可能性をどういうふうにか認識されているのかということ。

先ほどのポンプ場の廃止が平成30年代と言ったら平成31年から平成39年までであるので、非常に見通しがなかなか立たない状況でこういう大型店舗の出店による地元への交通障害というのが発生したときに、確実にポンプ場が撤去されればよくなるわけですから、将来的には解決するんですが、それまでの間が何年待つのかというのが明確でない以上、長い間、先は見えない状況の中で、皆さんが迷惑を受けるということではいかがなものかというふうに思います。

そういう中で、この見通しがはっきり言えるのであれば、もう少し丁寧に言ってあげたらいいんじゃないかと思えますし、そのあたりをもう一回、答弁をいただけたらと思えます。

○細川委員長 土木課長。

○山本土木課長 まず、撤去する年度でございます。これは平成30年代とさっき申し上げましたが、はっきりとした見通しは今、申し上げることはできません。平成31年から平成39年度という言い方も、それも明確なところではございません。

大林組の今の空き地のところでございます。今、平成26年度に大竹市のほうから大林組の担当のほうにはお話、声かけはしておりますが、まだその後の具体的な進展というのは、その後、今、ございません。先が見えないということでございまして、自治会長さんにちょっと聞き取りさせていただいたところなんですけども、当然、地元のほうも大林組の道路を

使えばいいんじゃないのというのが今、陳情のほうにあります。ただ、具体的に相手がおり交差点形状、難しいであろうということは地元の方もよく認識されておりまして、市のほうもすぐにはできないであろうということは理解していただいております。

周辺の土地が今後、渋滞するという点については、例えば、今回、コメリの出店でございますけど、これまでのトライアルであったりゆめタウンであったり、それから晴海臨海公園、いろいろな方がたくさんやってくるということ、道路管理者土木課としてもポンプを撤去したり仮設の道路をつけたりという大きなお金をかけてのハード事業はできないケースはございますが、例えば、広島方面に行かれるお客さんにつきましては、迂回路案内、ハード事業のかわりにソフト事業として迂回路案内、広島方面に対しては山陽道インターチェンジも乗れますし、それから国道2号のほうにも乗れます。車で帰れるので、迂回路といっても5分もかからないような、かかるような遠回りではないというところがありますので、まずは可能であればそういう対応から始めていきたいと思っております。

以上です。

○細川委員長 商工振興係長。

○三井産業振興課課長補佐兼商工振興係長 交通量調査につきましては、6時から22時までで実施しております。

それと、先ほどの流入の交差点飽和度に対する予測前の数字については、ちょっと届け出書の中で見当たりません。ただし、届け出書の中には交差点4方向からがあると思うんですが、そちらの飽和度の現状の需要率が休日で0.616、これが開店後の交差点需要率としましたら0.718に増加するというふうに予測しております。

ただ、これは先ほど、申しました数字の取り方と違いましてあくまで4方向のものの平均といいますかそういった形の取り方になります。

以上です。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 済みません。先ほどのポンプ場の廃止の件ですけども、もう岩国大竹道路も今年度から体育館部分を取り壊して、取り壊しさえすればもうその前後は用地買収は終わっておるわけですから、いわゆる港町のほうへ出ている排水、幹線ですけども、管渠の切りかえ工事というのはもうできていくんだらうと思うんですが、先行してその地下埋の工事をしていくわけですけども、例えば、来年度か、再来年度から雨水管渠の切りかえの工事が例えば2年かかるとかいうことで考えれば、1年でできるかわかりませんが、工程的に考えたときには、例えば、平成30年度、31年度くらいには切りかえはできるんだと。切りかえさえできれば、既設のポンプ場の機能は要らないので、もう取り壊すだけでいいですよ。ということは、取り壊す年度が1年あれば、全部で例えば3年くらいあればできるんじゃないかというふうな感じを受けますけども、そういうオーダーでも説明をいただかないと、この地元の方からすると平成31年から平成39年度の間ですという説明ではちょっと不親切ではないかなというふうに感じました。

それと、いずれにしても状況を改善して後の状況を見ながらどういう渋滞が発生するか、本当に予測以上のものがそこへ起きるのか。誘導員だけで処理できずに懸念されたよ

うな事態に再々、迷惑かけるようなことになるのか、そういうような状況を見てまた判断をされると。それは市のほうもですが、コメリ側もその状況によって判断をし対処対応をするということでもいいんでしょうか。その辺の確認をもう一回、していただきたいと思えます。

○細川委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 現時点で渋滞が生じないように誘導員を配置して、帰路のほうを誘導するというので今、考えておられますけれども、それでなおかつ渋滞が予測されるようであれば、それはコメリもですけれども、既存店のほうも関係してまいりますので、その辺は協議しながら、また、警察とも協議しながら対応を考えていきたいというふうに、大店立地法上ではそういうふうな考え方になります。

以上です。

○細川委員長 はい、どうぞ。

○古賀工務課長 港町ポンプ場の移転の期日に関しまして、関連して上下水道局のほうから説明をさせていただきます。

まず、港町ポンプ場が不要となります原因といいますか、不要となるために必要な雨水の幹線整備というものは補助の、国からのお金をいただきながら上下水道局のほうで整備をさせていただくということで、このたびの計画を進めさせていただいておるところでございます。

その計画しております水路といいますのが、場所といいますと、今、日産さんがありますけれども、その反対側、国道の反対側付近から旧小西さんのお好み焼き屋さんがあったところに至って、そこから国道を横断して小方の町有地に向かっていくという水路をやっていくということで計画させていただいておるところでございます。それは先ほど、委員さんありましたように、これから拡幅される国道2号の用地、今、言いますと、小方の公民館グラウンドとか、現状であればそういった体育館の下とかそういったところに出ていかなければならないこととなりますので、国土交通省さんとの工程調整を行いながらやっていくこととなります。

単純に今、やっていいよということで入るとするならば、おおむね3カ年程度で事業を完了していきたいという意志は持っておるんですけれども、何せ国道を横断したりとかほかの本体工事と合わせてやるということなので、必ず3年でできるかどうかというのが明瞭に言えないということで、ちょっと土木課のほうで回答がなかなか明確に言えない部分と、あと、先ほど最初に申しましたように国の費用を充ててやっていく以上は、交付金、お金の割り当てが我々の要求どおりについて初めて計画年どおりにできていくこととなりますので、ちょっとそこら辺が不明瞭な形になっておることについて、非常に申しわけないということで、概要を説明させていただきます。

○細川委員長 他の委員におかれましてありますか。

それでは、まだ聞きたいことがあるようですので、暫時休憩いたします。

再開は1時からということでお願いいたします。

12時01分 休憩

13時00分 再開

○細川委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部のほうから発言が出ておりますので、発言を許可します。

○三井産業振興課課長補佐兼商工振興係長 先ほどの賀屋委員さまからの御質問にお答えできなかった数字が判明しましたのでお答えします。

店舗側から国道2号の小方交番前交差点の出庫車両の交差点飽和度、これは休日のピーク時の数値でございますが、現況地としましては0.904でございます。これが開店後、1.04になると交通量を予測されております。

以上です。

○細川委員長 賀屋委員、何かありますか。

では特別に1回だけ。

○賀屋委員 じゃあ、特別に。0.904ということは、信号1回待ちで出られるという現状ですね、ピーク時で。ですよ。ほぼ出られるということですね、ピーク時が。本当にピーク時で出られるんかしらと思うんですが、そのあたり、この数値をどういうふうに評価しておられるのか。そのとおりですというふうに認識をされてるのか、これはそういう調査の結果ということで、先ほど、言いましたようにまた改めて現状を確認しながらまた判断をしていくということになるのか、そのあたりをお願いしたいと思います。

○細川委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 これはあくまでも調査した数値でございますので、日によってやはりいろいろと違ってくるものではないかというふうに思っております。

極めて交通渋滞が当初は予測した以上に混雑するような状況になりましたら、また当事者のほうといろいろとお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○細川委員長 では、他に聞いてみたいことがあれば。

日域委員。

○日域委員 コメリがいつできるかですけど、多分、今月中くらいにオープンするのかなと思いますけど、今回の陳情についてどっちにしたって間に合う話じゃないですよ、オープンには。

具体的なことを考えて昔のことを思い出してみると、イズミがオープンしたときに、晴海の住宅地の入り口に、何と言ったらいいんですかね、「通り抜けしないでください」と言う表示がしばらく立ってましたね。道路交通法上、どういう意味があるのかどうかわかりませんが。

今回で言えば、コメリができて特に玖波、例えば、玖波の人が玖波に帰ろうとしたときにどこを通るかと考えてみたら、コメリというかあの道に出ますよね。そして、深く考えなかったら、さっきの小方交番のほうに向かっていくと、そしたら渋滞しとると、ほんで1回じゃ行かれんと。どうしようかとなったら、あそこのさっきのタイヤガーデンでしたかね、あそこを右に曲がると。それで右へ曲がったら港町の住宅地に入りますよね。すぐ、左へ曲がったんじゃあ、また右折できませんから、それからぐにゃぐにゃ回って行って、結局、何とか次の右折ができる、中川整袋の裏の道へ行って右折するんでしょうね。そう

じゃなくて例えば、コメリからあの前の道を北上といいますかずっと向こうへ行って、インターの入り口の道に行ったら、今度はインターに入ればいいですけども、あれは2号線には行けませんから、そしたらまた向こうの狭いところ行って橋、何ていう橋ですかね、行ってしまおうと。

ふなれな人が一旦、そういうところに入り込むと、それが台数が多かったらまた後からわからない車がついてきますから、相当混乱すると思うんですけども。どっちみちあのポンプ場のことが間に合うはずないですから、そこを上手に迂回といいますか一番、合理的に2号線に出るように小方交番の1個、向こうの信号ですね、あそこをうまいぐあいに行くように何人かは誘導員をつけてもらうというようなことは市のほうからその事業所のほうのお願いしたりすることはできるんですよ。できますよね。ちょっとその辺、お願いします。

○細川委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 市のほうで誘導員をつけてくださいと言って、どこにつけてくださいとかいうようなそこまでのお願いというのはちょっと難しいところがございます。

これまでの話し合いの中で、誘導員をつけることについては、店舗内とそれとあと開店後しばらく四、五日から10日くらいですかね、とにかく広島方面に帰る車を一旦、南側の出入りするところが2カ所ありますが、北側と南方、南側のほうから出させて左折を誘導していくと。そして、大竹市役所前交差点もしくは新町陸橋南交差点のほうに出して、そこから右折をさせると、で、玖波方面に帰っていただくような誘導をするという話を聞いております。

そして、当然、オープンするときにはいろいろなチラシ等を織り込みすると思いますので、そちらのほうにも入退店の方向を北側のほうから入店して、南側の出入り口から退店して左折して帰るようなお知らせはするというふうに聞いております。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 済みません、よく理解できなかつたんですけど。まあそれはそれとして、少なくとも、住宅地によろわからん車がうろうろ入っていくというのは申しわけないですから、それはお願いしてほしいなと思います。

それと、あとはあそこに広い空き地があって、そこに何か昔からあれですよ。日本珍百景とかいうのがありますけども、そりゃあ道路の真ん中にポンプ場があるって、日本全国余りないと思いますから、あれは確かに珍百景に値するくらいのもんですけど、早いところ撤去できたらいいし、大林組の土地を借りるというのは、現実的なことですか。面倒くさい話だと思いますし、まさかコメリに、「渋滞緩和策で工事しようと思うけど、工事代、出してもらえませんか」って、言えるもんですか。それこそ誘導員をつけるのかどうかだと言えないくらいだったら無理ですよ。ちょっとお願いします。

○細川委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 コメリのほうから進んで言っていただけるのであれば、それは幾らでもこちらはウエルカムですが、特にこちらのほうからお願いできるような内容ではございません。

○細川委員長 よろしいですか。他に。

山本委員。

○山本委員 皆様、御承知のように、今、晴海1丁目から港町1丁目にかけて商業施設あるいはスポーツ施設が進出してかなりの車両が行き来するような状況になってきてるんですが、さらなる土地利用を将来、考えた場合に、現状よりかまだまだ車両の通行量というのはふえるだろうということは素人ながら予想ができるんですが、今、陳情の趣旨に添って多くの積極的な意見も出されておりますが、私は、1つには渋滞の発生源、最近では24時間営業のスーパーもできたし、今またコメリなるものが開店するという事なんです、これらの企業は大竹市内の消費者だけを対象にしとらんとするんですね。やっぱりエリアは広島から柳井方面までを含めたエリアで集客力を競うということが前提になって営業をやるんだと思うんです。そうであれば、それに対応する車両の整理をどうするかということ、これはただ単に市だけの問題ではなしに、あそこへ商業施設が立地する上では県有地を利用しとるわけで、また大店法に基づけば周辺の環境悪化を防ぐとか住環境に影響を与えるようなことに対しては事前の対策をとるというふうなことはうたわれとるわけで、県段階でもそれは承知だと思えます。ですから、規制が必要であれば県の力もからにゃあいいけんし、車両を誘導する上では公安委員会の標識を設置せにゃあならんかもわからんし、そうした県機関の協力なり知恵なりを大いにアドバイスをいただきながら対応するという視点が必要になってくると思うんです。

それで、私が今、とりあえずの問題として、立地した企業が全て行政任せで事を眺めとるというふうなことがないような対応を市としてやるべきだと思えます。

古い話になりますが、神尾市長時代にイズミが出店する際には、覚書を結んで予想される交通渋滞の際には誘導員を配置すると、これは毎日ではありませんが土曜・日曜・祭日等の渋滞予想の際には、イズミの責任で誘導員を配置するというふうな市との間での約束事を文書で取り交わしてるんですね。これが実施されたかどうかは私も土曜・日曜・祭日、点検に行ったわけじゃないので実施されたかどうかについては定かではありませんが、そういう文書まで取り交わして相互の責任で住環境に影響を与えないような措置をとるということを、あの時期でもやってるんですよ。あの時期から言えば、相当あれでしょう。この商業施設に消費者が車で出入りするという量ははるかにふえとりますよね。この傾向はまだまだふえるということになるので、私は、今、例を挙げたようなことを踏まえて規制をかけるとすれば、県の力も利用せんといけん。市だけがあれこれ、もがくばかりではどうしようもないと思えます。

それで、とりあえず私は、市が発生源である業者、商業施設を持っておられる皆さんに協議の場を設けるということで当面どうするかというふうなことを協議してみたらどうですか。そういうことをやらなければ、全部、市が請け負うって何もかもやらにゃあいいけんということになるでしょう。

しかし、市の権限というふうなものは限られているわけで、なかなかそれは市が踏ん張ってもそう簡単にふえていく車両の規制だとか誘導だとかいうものは難しいと思えます。だから、とりあえず住環境に悪影響がないような対策としてどうするかというふうなこと

を、出店された企業のほうにも声をかけて協議をすると。もちろんその場には警察とか県のほうからも公安委員会のほうからも出てもらうということもあるでしょうが、要はそういう協議の場をひとつやってみたらどうですか。これは将来、晴海も港町も車両による住環境の悪影響というのは誰も否定できんと思います。ですから、そういう将来を見越してどうするかということと合わせて、当面の対策として何ができるかということ、市だけがあればこれ悩むんじゃないしに企業にも声をかけて協議の場を設けてみたらどうですか。

○細川委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 市だけでどうこうできる問題ではございませんので、重大な影響が生じる場合とか、また新たな店舗用地も裏にございますので、そちらのほうに店舗が進出した場合とか交通量がふえるような状況が予測されるときは、周辺の店舗と協議するということ、こちらの方が正式に依頼を通知しております。

当然、その場には市も、そして必要となれば警察のほうも参加していただきまして話し合いの場を持つようになると思います。

○細川委員長 山本委員。

○山本委員 予想されるから渋滞を起こして港町1丁目や晴海の住環境が損なわれる事態になったら協議を始めるというんですか。どういう意味ですか。

私が言ってるのは、今時点で既に渋滞の心配もあったり、現に土曜・日曜・祭日には車が迷い込んでみたり、行き場がないから港町の住宅地を通り抜けてみたり、また、幹線として利用されるその道路が信号機もなければ何もないんですから、信号機を置けばさらなる渋滞を起こして困るかもわからんが、これもまたいろいろ検討の余地があると思いますが、とりあえず心配されるところをどう解消する道筋をつくるかということがこの陳情でしょう。だから、渋滞を起こしてその住環境が影響が困ることになったら、そういう協議を始めるというんじゃないじゃあ遅いんじゃないの。せっかく呼びかけをされとるんなら、早期にそういう協議の場を設けると、そこに自治会の方も参加をされて地元としての要望事項を具体的に聞いてもらったり解決の方策をみんなで探るという場を設けるのが急ぐんじゃないですか。

事が起きてから始めますよというんじゃないあ、私はちょっと手遅れになるんじゃないかなあと思うんですが。せっかくそういう呼びかけの案内もしておられるのなら、早期にそういう場を設けて協議を始めたらどうですか。

○細川委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 大店立地法の手続が今、全て終了した段階で、こちらのほうからそういった住民の方も巻き込んでのそういう協議の場、そういったものを設けてくださいというようお願いというものはもうできないような時期に来ております。

これまでの手続の中で、地元説明会を1日に時間をあけて午後3時からと午後6時からと2回ほど設けさせていただいております。それには地元住民の方のみならずいろいろと関心のある方が御参加されているいろいろと意見なり質問なりをされております。

そして、もし意見等があれば意見書の提出の機会もあったわけではございますけれども、特にそういったものはございませんでした。ということで、一応、住民説明の機会は設け

させていただきましたし、今後については事前に対応するといったようなことはあくまでも想定の中での対応というのはなかなか難しいところがございます、先ほど、申し上げましたように特に住環境、交通に著しい影響が出るような場合は設置者コメリさんのほうに既存の店舗と協議してその結果を市のほうに連絡してくださいというお願いの文書をさしあげているところでございます。

○細川委員長 山本委員。

○山本委員 それじゃあ関係企業との間のこの意見交換というのは具体的にはまだされとらんわけですか。文書で対応策について返事を求めるという段階ですか。どういうことなのか、担当課のほうでは一生懸命やっておられるということは伝わってくるんだけど、我々として地元の皆さんに説明する上で、ただ一生懸命やるとるらしいよということだけじゃあ、これは納得してもらえんのでね。こういうことを投げかけて、こういうことについての解答を求めると、そのことを踏まえて市としてはさらなる取り組みをこういうふうにするんだというふうな話にならにゃあね、地元の皆さんは納得してもらえんと思うよ。

それで、今、私はくどく言うんですが、せっかく関係企業にそういう働きかけをされて協議の場まで持ってもいいという考えなんですから、それをさらに深めて前に進めるようなことを地元の皆さんにも、我々はこういう進言をしましたという過程を踏まえて伝えられるような話にしてもらいたいですね。そのことが1つです。

それから、県有地を県が処分してあそこへ24時間営業のスーパーをつくるとかコメリを開店させるとかいう場合には、これは許可権は県が持っているんですか、どうなりますか。市じゃないよね。県がそういうどういう営業をやって、そこでの来客、消費者の集客力がどうなるこうなるということは、一応、進出する企業の側での予想値なりなんかを含めて検討をされて、車両が住宅地に入り込んだり迷い込んだりして道路渋滞を起さないような方策としてはこういうようにする気だとか、こういうような対策をとるべきだとかいうふうな条件を付して、許可する上で、許可権利者ですから。きちっとしとるんじゃないんですか。24時間営業をやっとお店にしても、今度のコメリにしても。何にもないフリーですか。そうじゃないでしょう。

だったらそのことを忠実に実施するように県の指導をあおぐということも含めて市としての対応策というのは、この陳情されとる皆さんが納得できるような、我々も説明ができるんですから。その辺のことも含めて3回しか質問回数が認められないよね、限られた時間で限られた回数しか我々には発言の機会がないので、せっかくですからひとつ我々も含めて関係者に説明ができるように答弁もらえませんか。

○細川委員長 商工振興係長。

○三井産業振興課課長補佐兼商工振興係長 大店立地法の関係の権限につきましては、既に県のほうから市のほうに権限がおりております。ですから、以前のイズミのときとは少し形態が違うんだろうと思います。

したがって、県のほうから安全管理の部分であるとか周辺住民への配慮であるとかそういった指導があるということはございません。

もう一点のコメリ側、設置者のコメリに対して、期間が過ぎる前段階で交通渋滞が予測

されるわけですから、何らかの対応を回答をするようにしたのかということなのですが、実際にこの動き、概要書というのが最初に出店するときに出てくるんですが、それが平成27年3月23日に出ております。今から1年半前くらいに出ておりますので、もうそのときから我々、連絡協議会というのを設置しておりまして、土木課、都市計画課、産業振興課、環境整備課そして大竹警察署、こちらで構成された連絡会というのがありまして、当然、交通渋滞というのはもうそのときに予測されておりますので、その対策についてコメリ側に求めております。どういった対策をするのかという。その回答としまして、「出庫時の渋滞が予測されるので交通流入が観察できる箇所に人員を配置する予定としております。混雑の状況に応じて適宜、人員を配置する予定です。陣配置につきましては、固定ではなく交通状況にあわせて流動的に配置してまいります」というふうに回答をいただいておりますので、交通誘導員を配置して交通渋滞の緩和に努めていくというふうに約束を受けております。

先ほどの他のイズミさんであるとか西村ジョイさんであるとかトライアルさんであるとか商業集積地となりますので、そういったところとの調整につきましてはこの関係の大学の先生とかで構成された協議会というのをごさいますて、そちらの専門家の意見も聞いておりましたところ、やはりそういったところの調整は必要じゃないかという御意見をいただきましたので、そのことも意見を参考にしまして平成28年3月31日、ことしの3月31日にコメリに対しまして注意事項をまとめた通知を行っております。

その中に、当然、交通渋滞対策としまして店舗周辺の交通状況の把握に努め、交通に影響を及ぼしていると認められるときは、関係機関と協議して必要な対策を講じるとともにその内容を遅滞なく市へ報告することというような文書をしたためております。

また、開店後につきましても、店舗周辺の生活環境に配慮しまして必要に応じて地域住民等との協議の場を持つこと、そういったこともその文書の中に入れさせていただいております。

また、今回、陳情のありました港町地区のほうにも、土木課長のほうが出向いてお話を伺っております。そちらのほうからの意見としては、そういった話し合いを持つとかそういったようには聞いておりません。どちらかと言うと今後の状況を見させていただきたいということで御理解いただいたというふうに、私のほうは理解しております。

以上です。

○山本委員 自治会のほうにはそういう話は届いておらんわけ。

○細川委員長 土木課長、補足ありますか。

○山本土木課長 冒頭そういうお話にさせていただきましたので、そこはございません。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 要は、私が思うにこの陳情の要旨の中にあるとおり平成24年の開催の地区懇のときに、大林組の敷地を広くして車の通り抜けを検討するとの話もあったと。それがどうなのか。話をされてだめでしたなら「だめでした」というその一言がこちらに通じれば、市もちゃんとやってくれたんだけどだめだったんだということになるから、そのままにな

ってるから、放ってあるからこういうもんになってきとるんじゃないかと思うです。交渉はしました。でもだめでしたと、だからもう今、少しでも早く、平成30年代を31年度くらいにできるように一生懸命努力していきますというような返答でないと、陳情した側のほうの気持ちとしてはやりきれないんじゃないかなというふうに私は思うんです。

それと、大竹は栄橋から数えて玖波の漁協のところまでばっと数えたら24～25信号があるんですよ。ですから、ここを例えば、工場のところを出ても、もう信号と信号の間がすごい短いわけですよ。だから、それはもう信号が青になっていても出られないと。栄町のほうはそうですね。ここでもそうですね。そういう状況があるということも。出口は、例えば、中川製袋のところへ出るにしたと。したけども、玖波のほうに向いて行ったら、あそこは何台もとまらんでしょう。高速道路の入り口のところに。そういう実態があるということも頭に入れておかないと、ただ大林組さんところをばっと通して中川製袋さんところの信号につなぎました。あそこを利用してくださいと。実際には、何台あそこに右折できるのかと。玖波の方面に向けて行けるのかと。頭のええよう知っとる人はそのまま直進をして踏み切りを渡って青木線に出る人がおるかもわからん。でも、その辺、そういうところは我々が一番、よく知ってるわけですので、だから陳情者にもそういう何か希望めいたことを持たせて、こういう文書が出るわけですから、恐らく希望を持ってらっしゃると思うんですよ。でもそれは、市として懸命な努力をして、大林組さんとも交渉したんですけども無理でしたと、けども早くこの解消をするように早くポンプ場のところで行けるように努力しますというようなそういう返答をしてあげることが大事ではないかと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○細川委員長 副市長。

○太田副市長 その当時の地区懇に私も出ておりました。トライアルのときにそういう話がメインだったと思います。逆に港町1丁目と2丁目の一方通行の問題と、各地区内でいろいろ問題の提起がされました。

それで、トライアルのときに、今の本店立地法の手続については全て説明いたしました。実際に言いますと、もう少し詳しく説明したかもわかりません。トライアルの説明会、何人来られてどういう状況だったのか、何が困るのかと。そのときトライアルのところを横断歩道をつけるとかいうお話も出ました。実際のところ、あの大林組のところですが、変形の交差点になります。いろいろ問題がございます。そのあたりについて、その当時のことを一番よく知っておられる方も、多分、この部屋にもいらっしゃると思いますが、いろいろ課題を抱えている場所がございます。その辺については、今から、大林組さんとの話は私は熟知しておりませんが、当時、先ほどお話しした土木のほうで一度は接触しているという感じです。これ、想定ではトライアルが進出することによってどのように道が混んでくるか。交通渋滞を招くかというのが、その後、思ったよりそうでもないんじゃないかなというようなお話も聞いたことがあります。それでこの話が、ここからは推測になりますので申しわけないんですが、立ち消えになっておったんじゃないかと思います。改めてこういう陳情が出てまいりましたので、それは地元の自治会長さんにも丁寧に説明していきたいと思えますし、今後、新しく先ほど、山本委員のほうからも話がありました、コ

メリそして晴海臨海公園、その後の整備をしますことによって交通渋滞、交通量がふえていくことも確実視されているところがございますので、よく検討してまいり今回の件については、自治会長さんへ担当者のほうからまたゆっくりお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○細川委員長 田中委員。

○田中委員 そういう車両の入り込みによってその住宅環境がおかされる、あるいはそういう恐れがあるということはもちろんですが、でも、見方を変えたらいわゆる店舗側からすれば、お客さんが来てくれたと、でも、こんなに渋滞したんじゃあもう行かれんということになったんじゃあまた困ると。市としても、あそこはどンドン、ゆめタウンもそれからトライアルも、そしてまた今回のコメリもあそこへ出店してよかったと、お客さんも来て商売繁盛ということが一番、望ましいわけです。それが、その車の渋滞等でもうあそこには行かれんということになったんじゃあ、これはまた残念は話になりますので、今、副市長が言われたようにしっかりと連携をとってそういった問題解消に向けてこれから努力もしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○細川委員長 要望でよろしいですね。

他に質疑はございませんか。

これ以上、聞きたいことなどはないようでございます。

それでは、本件の取り扱いについて、皆様に御意見をお伺いします。

もし、継続審査の御意見もあるようでしたら、この場でお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

賀屋委員。

○賀屋委員 今までの私のほうの質問とほかの委員の皆さんの質問と総合的に判断し、また執行部のほうと地元の対応、また出店企業のほうとの対応、そういったものもかなり詳しくわかってきましたので、これをすぐに採決するとかしないとかということよりもしばらくちょっと様子を、開店が間もなくということでしょうから様子を見て本当にどういう状況なのかというのをよく見きわめる必要もあるんだろうと。本当に出店側が言っておりますような交通量の予測でおさまればそんなにトラブルはないでしょうし、それ以上になったときの企業側の努力がどの程度やられてどういう現状になるのかというのをよく見きわめて、また判断をしていくということでもいいのではないかとこのように思います。

また、土木課のほうとも自治会のほうも、その辺の一定の状況等も話をされてることなので、これをすぐに採択をしてどうこうすると言っても、いずれにしても先ほど、日域委員さんも言われましたように採択してもすぐ来週から工事にかかるというわけにもいきませんし、その辺を踏まえて様子を見るということで継続にしたらいのではないかとこのように思います。

○細川委員長 ただいま継続審査の意見が出ました。ということで、継続審査についての採決を行います。

本件を閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○細川委員長 はい、結構です。

起立多数と認めます。

よって本件は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

それでは、日程7に移りますが、ここからは議会内部での協議になりますので、執行部の皆様は御退席いただいてもよろしいかと思います。

また、協議会については改めて放送をさせていただきますので。

お疲れさまでした。

[執行部 退席]

○細川委員長 では引き続き、日程第7、先進地事例調査研究を議題といたします。

皆様に最初に、先進地の事例調査についてお諮りしたいことがございます。

閉会中の先進地事例研究調査のために、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思えますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程調整をしまいたいと思います。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○福重事務局長 それでは、先進地事例調査研究につきまして、例年二泊三日で行われております。カレンダーをお配りしたと思うんですが、その表をごらんいただきますと、視察日につきましては、かなり限られている形になっております。

また、昨日、総務文教委員会のほうが10月31日から11月2日までと11月7日から9日までを候補日としております。生活環境委員会では11月14日の週が候補日になるかと思えます。

以上でございます。

○細川委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局長のほうから説明がございましたが、きのうの総務のほうで日程調整をいたしまして、生活環境の視察調査の日程としたら14日からの週しかないんじゃないかということなんですけれども、いかがでしょうか。副委員長が14日は難しいのでといったお話を伺ってるので、15、16、17になるかと思えますが、申しわけないですが18日が私がお勧めなので、この三日しかこの週は今のところ可能性がないんですけど、皆様いかがでしょうか。11月の15、16、17日です。総務が、10月31日、11月1日、2日または11月7、8、9日ですか、総務は一応、2つ候補がありますが。

うちは、今のところ15、16、17日の三日で。

あたりでないちょっと難しい。それかもうずっと後にずらすか。

今のところ皆様、大丈夫ですか、15、16、17で。相手も本当、いることなんですけれども。

では、この三日間で予定させていただきたいと思えますので、皆様、極力、用事を入れ

ないように最優先であけていただきたいと思いますようにお願いいたします。

じゃあ次は、行き先についてですが、先般8月31日までに御希望があれば文書にて出してくださいとお願いしておりました。お手元に一覧表があると思います。2枚ほどございますが、これ、小方地域まちづくり対策特別委員会の視察も日程の中に同時に組み込んでということで調整しておりますので、参考として小方地域まちづくり対策特別委員会の希望の視察先も配付させていただきました。いっぱい挙げさせていただきましたのは、相手方の都合もありますので、第一希望のところには決まらないというケースも随分よくあることです。この中から行き先、派遣員などは正副委員長に御一任、願いたいと思います。御異議はございませんでしょうか。

この中で、特に希望があればお受けいたしますが。

ただ、去年も14連敗か何かしてますので、希望していただいてもそこに行けるかどうかは相手次第ということ。

賀屋委員。

○賀屋委員 この東京都の豊島区の新庁舎でございますけども、これは非常に、実質ゼロ円で建設したということで、庁舎だけでなしにいわゆる上をマンションにしておるということで、非常にまちづくりの中で言えば、例えば、小方の今の駅ができるだろう前に小学校の跡地にこういった高層の建物で、ここの庁舎も大竹市のこの庁舎も、もう今、三十五、六年たっておりますので、もう十二、三年でもう耐用年数も来るということになりますと、建てかえをどうするのかということの検討も必要になってくると思うので、そこら辺も踏まえて庁舎のここの豊島区の庁舎はうまい手法で事業をしておりますので、ぜひともここには行ってみたいなというふうに思います。

必ずしも市のほうが庁舎を建設するというんじゃなくて、ディベロッパーにつくってもらって、その中にテナントで入るという方法もあろうかと思えますし、庁舎業務だけでなしにいろいろな公共サービスがそこへ入っていく。また、民間で言えばいわゆる小売店もあるいは医療機関あるいはマンション、ホテルそういったものも複合的に入るような建物がこの小方のまちづくりの中でできたらいいんじゃないかなというふうに考えますので、その手法としての先進地である豊島区に行ってみたいなというふうに思います。

○細川委員長 ありがとうございます。

ただ、庁舎になってくると総務の関係になりますので、うちの所掌としてどのように取り扱えるかは、もう少し相談もしてみないとストレートに庁舎で行くと多分だめだと思いますので、少しそこは検討させていただければと思います。また、お知恵をお願いいたします。

ほかにはないですか、この中から。できたらこの辺から当たってほしいというのがありましたら。

○山本委員 岩手県の遠野市は。

○細川委員長 遠野は、福祉の条例をつくっております、包括的にやってるところです。オガール以上に遠くなりますが。

ありがとうございます。

ほかは、いいですか。

もう去年なんか全然、思いどおりになりませんでしたので、もし御希望を聞いていても「違うじゃないか」ということになっても、そこはお許しいただきたいというのはあるんですけれども。

○山本委員 岩手県遠野市と宮城県仙台市は。

○細川委員長 通り道ですね。通り道になると思います。

○山本委員 一度に見られるようにしないとイケんだろうし。

○細川委員長 仙台ですか。はい。

ほか、いいですか。

日域委員。

○日域委員 オガール行きましょう。深い意味はないですけど。

以上です。

○細川委員長 ことしは東北方面が主流ということで。

では、まずこの辺から優先的に相手方と申し込みをしてみるということでもよろしいでしょうか。もし行けなくても、どうぞお許してください。

それでは、今、御希望もお伺いしましたので、その方向で相手方とも申し込みもしていきたいと思います。

一任いただくということで、御異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 はい、ありがとうございます。

以上をもちまして、生活環境委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

13時51分 閉会